

建設工事の制限付き一般競争入札（事後審査型）・総合評価落札方式（施工能力評価型）公告共通事項

1 電子入札の実施

本件工事の入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

2 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であって、かつ、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。

ただし、事後審査型の配置予定技術者の専任性の確認は、申込期限日によらず、下記8(2)に定める入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「提出期限日」という。）を基準日とする。

(1) 資格要件

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日まで失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

③ 入札公告において格付等級を定めている場合にあっては、入札参加資格者名簿の該当の工事の種別の格付等級が、入札公告に示すものであること。

また、入札公告において総合評定値を定めている場合にあっては、入札参加資格者名簿の該当の工事の種別の総合評定値が、入札公告に示すものであること。

なお、建設業法の規定による該当工事に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)に、建設工事入札参加者に係る資格格付要領（以下「資格格付要領」という。）第4条の規定に基づく格付をする工事に係る技術・社会貢献評価数値に準じて算定した数値を合算した数値を総合評定値とみなす。

④ 兵庫県指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

⑥ 入札公告に本件工事の設計業務等の受託者が示されている場合は、当該受託者でなく、かつ、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

イ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

⑦ 兵庫県発注の入札公告に示す工種に係る低入札価格調査対象工事を入札公告に示す入札参加資格の申込期限日までに完了しない者にあっては、入札公告に示す工種における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

⑧ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行し、かつ、入札参加資格者名簿に登載された代表者又は受任者の名義で取得したＩＣカード（以下「ＩＣカード」という。）を、電子入札システムに登録し

ていること。

- ⑨ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当しない者であること。

(2) 配置技術者の要件

- ① 入札公告に示す技術者を、建設業法第26条の規定により適正に配置できること。

ただし、余裕期間制度活用工事において提出期限日に他の工事に従事している場合は、「余裕期間制度を活用する工事に係る事務取扱要領8(1)及び(2)」により取り扱うこととする。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ原則、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、全ての配置予定技術者（工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者を除く。）を若手技術者（入札参加申込期限日において40歳未満の者）又は女性技術者とする場合は、主任技術者又は監理技術者に加えて、配置予定技術者に対する入札参加資格要件のいずれにも該当する専任の補助者（以下「専任補助者」という。）を現場代理人として配置することができる。

専任補助者を配置する場合において、入札公告が配置予定技術者に施工経験を求めるときは、配置予定技術者に代えて専任補助者が施工経験を有していればよい。

- ② 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。ただし、本件工事及び他の工事の契約希望金額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額未満である場合は、この限りではない。

- ③ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に配置すること。

なお、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、契約工期中は、当該配置技術者を変更することを認めない。

やむを得ず当該配置技術者の変更を行う場合は、技術資料に記載した配置予定技術者と同等以上の能力を有するものを配置すること。

技術資料に記載した配置予定技術者と同等以上の能力を有する者を配置できない場合は、受注者の責により技術資料の内容が履行できないときに該当するものとする。

また、契約締結までの間に、技術資料に記載した配置予定技術者と同等以上の能力を有する者を配置できないことが明らかになった場合は契約を締結しない。

工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を配置予定技術者として届け出ることができる。

なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の監理技術者としてすることができる。

入札公告が配置予定技術者に施工実績を求めるときは、工場製作期間の配置予定技術者は工場製作の実績を、現場施工期間の配置予定技術者は現場施工の実績をそれぞれ有していればよい。

(3) 現場代理人の要件

- ① 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

- ② 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置

すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

現場代理人の常駐の確認は、申込期限日によらず提出期限日を基準日とする。

なお、余裕期間制度活用工事の場合は、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。

- ③ 工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を現場代理人として届け出ることができる。

なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の現場代理人とすることができる。

(4) 技術資料の提出に関する要件

本件工事の入札期間内に、入札書と同時に技術資料を提出すること。技術資料の提出に当たっては、別に定める入札説明書によって作成すること。

なお、本資料の内容が適切であっても、技術・社会貢献評価数値の技術提案に係る加算対象としない。

(5) 追加資料の提出に関する要件

開札後、入札価格が調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の者のうち、入札書によって追加資料の提出意思があると申告した者は、追加資料の提出を行うこと。追加資料の提出に当たっては、別に定める入札説明書によって作成すること。

なお、入札価格が予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の者は、追加資料の提出は不要とする。

3 入札参加の手続

- (1) 本件工事の入札参加を希望する者は、入札公告に示す期間内に、電子入札システムを使用して入札参加申込書を送信すること。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件工事の入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

- (2) 入札参加の申込みに使用するＩＣカードは、そのＩＣカード情報を電子入札システムに登録したものとする。
- (3) (1)の入札参加申込書を送信し、電子入札システムにおいて発行される参加申込書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。
- (4) 入札公告に示す入札参加申込期限日以降は、原則として入札参加申込書の差替え及び再提出は認めない。

4 誓約書及び設計図書等の交付

6 (1)⑩で提出を求める誓約書及び設計図書（仕様書、図面等をいう。以下同じ。）等は、兵庫県ホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）の「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

5 入札保証金

不要

6 入札手続等

(1) 入札に関する条件

- ① 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、所定の入札期間内に契約担当者の使用に係る電子計算機に備え付けられ

たファイルに所定の入札期間内に記録されること。

- ② 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- ③ 契約担当者の使用に係る電子計算機に備え付けられたファイルに記録されるべきものが分明であること。
- ④ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。
なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示した場合は、この限りではない。
- ⑤ 入札書へ入札金額、入札金額の内訳（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）（以下、「入札金額内訳」という。）を入力すること。入札金額内訳は、総合評価落札方式の施工体制確認型において、契約内容に適合した履行の確実性を審査するために入力を求めるものである。なお、入札金額の内訳の各定義は、『最低制限基本価格等の算定式における県の積算の取扱い』の積算種別毎の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費によること。
- ⑥ 入札書へ総合評価落札方式にかかる技術資料の内、自己評価申告書に記載の加算点にかかる評価区分毎の評価点及び減点を入力すること。併せて、施工体制確認型の技術資料において、入札金額が調査基準価格未満かつ失格基準価格以上であった場合の「追加資料の提出意思」を入力すること。詳細は入札説明書による。
- ⑦ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。
- ⑧ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条における「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費内訳書」について確認できるもの）並びに技術資料に係るファイルを、入札書の「内訳書」欄に添付して送信し、その情報が、所定の入札期間内に契約担当者の使用に係る電子計算機に備え付けられたファイルに記録されていること。ただし、入札公告において、工事費内訳書の提出方法が持参又は郵送とされている場合は、所定の場所に所定の日時までに工事費内訳書を提出すること。
施工体制確認型総合評価落札方式を行う場合、工事費内訳書は、契約内容に適合した履行の確実性を審査するための参考図書として提出を求めるものである。
- ⑨ 入札の執行回数は、2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。なお、再度の入札時においては工事内訳書の提出は必要無いが、再度の入札額に応じた入札金額内訳を入力し提出のこと。
また、再度の入札時において、技術資料の提出の必要は無く、第1回目の入札に際して提出された技術資料に基づき入札を行うことから、再度入札書の自己評価申告書に記載の加算点にかかる評価区分毎の評価点及び減点の数値は、第1回目の入札に際して提出された技術資料と整合した数値を入力すること。なお、電子入札システムの再度入札書には、前の入札書で入力された数値がデフォルトで入力されているので確認すること。
初度の入札において落札候補者がいる場合であって、下記8において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは日を改めて再度の入札を行う。
- ⑩ 再度の入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。
ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者（失格基準価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）
イ 初度の入札において、上記③から⑦までの条件に違反し無効となった入札者のうち、②に違反し無効となったもの以外の者。
- ⑪ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、8(2)入札参加資格確認資料の提出期間中に、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札候補者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札候補者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出する

こと。

(2) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- ② ICカードを不正に使用した入札
- ③ 入札書の入札金額と入札金額内訳の合計が一致しない入札
- ④ 入札書へ総合評価の加算点にかかる評価区分毎の評価点、減点、追加資料の提出意思が入力されていない入札
- ⑤ 下記(3)⑫により技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者の入札
- ⑥ 下記10で定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札
- ⑦ 入札参加申込書、入札書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
- ⑧ 全ての技術資料の未提出者又は白紙提出者の入札
- ⑨ 他の入札参加者と技術資料の内容について事前協議を行い作成したと認められる等技術資料の内容が適正でない者の入札
- ⑩ 他者の技術提案等を用いて技術資料を作成し提出した者の入札
- ⑪ 自らが提出した技術資料の内容に他者の提出したものと一致又は近似する部分があるにもかかわらず、その理由、具体的な作成方法又は自らが独自に作成していることのいずれかを明らかにすることができない者の入札
- ⑫ 入札価格が調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の者のうち、入札書によって追加資料の提出意思がないと申告した者の入札
- ⑬ 入札価格が調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の者のうち、入札書によって追加資料の提出意思があると申告したにもかかわらず、期限内に追加資料の全部若しくは一部を提出しない者又は白紙で提出した者の入札
- ⑭ 技術資料の審査において、欠格と評価された者の入札
- ⑮ 開札から落札決定までの間に県の指名停止基準に基づく指名停止を受けた者の入札
- ⑯ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当する者のした入札

(3) 入札に際しての注意事項

- ① 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- ② 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

- ③ 入札金額、入札金額内訳、評価区分毎の評価点及び電子くじに係るくじ番号の表示は、アラビア数字を用いること。
- ④ 提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがある。

なお、工事費内訳書の提出方法は、次によること。

ア 電子入札システムによる場合

第1回目の入札書提出にあたり、入札金額に対応した工事費内訳書に係るファイルを、入札書の「内訳書」欄に添付して提出し、その情報が、所定の時間内に、電子計算機ファイルに記録されていること。その際、入札情報サービスの公告文書等で情報提供している「工事費内訳書に活用できる様式」及び「入契法第12条に基づく工事費内訳書（新様式）」を原則として利用し提出すること。

イ 持参による場合

工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

ウ 郵送による場合

配達記録が残る書留郵便等によるものとし、持参による場合と同様に工事費内訳書を封入した封筒を更に郵送用の外封筒に封入し、外封筒には入札参加者名及び入札公告に示す提出

先の部局・課室名を明示すること。

- ⑤ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

- ⑥ 入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を入力するとともに、必要なファイルを添付して送信すること。

- ⑦ 入札書の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕をもって送信作業を行うとともに、入札書の送信後に必ず入札書受信確認通知書を印刷して保管すること。

- ⑧ 開札手続を進めるに当たって、直ちに対応しなければならない場合があるので、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、入札者が電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続の進行状況を確認すること。

- ⑨ 入札に使用することを予定している入札参加資格者名簿に登載された代表者若しくは受任者が取得したＩＣカード又は入札参加の申込みを使用した名義人のＩＣカードが失効、閉塞又は破損した場合には、入札に参加できないので、なるべく予備の同一名義人のＩＣカードを準備しておくこと。

- ⑩ 入札書を送信し、契約担当者の使用に係る電子計算機に備え付けられたファイルに入札書の情報が記録された後においては、入札書を書換え、引換え又は撤回することはできない。

- ⑪ 入札を希望しない場合には、入札辞退届を送信して入札を辞退することができる。

なお、入札書受付締切日時までに入札書の送信がなく、辞退届の送信もない場合には、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の送信があったものとする。

- ⑫ 調査基準価格を下回った入札をした者が、建設工事請負契約の相手方となる場合には、専任で配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、それと同等の要件（入札公告が配置予定技術者に施工経験を求めるときは、入札公告が求める施工経験を除く。）を満たす技術者を追加して専任で配置すること。

7 総合評価に関する事項

(1) 評価区分及び評価項目

評価区分及び評価項目については、次のとおりとする。なお、詳細については入札説明書を参照のこと。

<施工体制評価点>

評価区分	評価項目
施工体制の確保	①品質確保の実効性
	②施工体制確保の確実性

<加算点>

評価区分	評価項目
企業の施工能力	①同種工事の施工実績
	②工事成績
	③社会貢献点数
配置予定技術者の技術力	①同種工事の施工実績
	②工事成績
	③継続学習（ＣＰＤ）の取組状況
地域建設業者の育成	①地域精通度（本店所在地）
	②県内企業の下請負人活用状況
	③新技術・新工法の活用
	④技術者の育成
	⑤建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用
	⑥当該工事で使用する作業船

減点	①減点項目
----	-------

(2) 総合評価の方法

評価は、次の算定式によって得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝技術評価点／入札価格（単位：億円）

＝（標準点（90点）＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格（単位：億円）

施工体制評価点は、入札説明書に規定する評価基準により各入札参加者が得た得点に、3分の1を乗じて得た数値（小数点以下第4位四捨五入）とする。

加算点は、入札説明書に規定する評価基準により各入札参加者が得た得点に、3分の1を乗じて得た数値（小数点以下第4位四捨五入）とする。

(3) 評価値の最も高い者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格をもって入札した者（ただし、調査基準価格未満の者で追加資料の提出の意思のない者を除く）の入札書へ記載された入札金額、入札金額内訳及び評価区分毎の評価点がすべて正しい数値と仮定し、評価値を算定する。

算定した評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きを実施して審査の対象となる順位をつけ、順位が上位（数字が小さい）者を評価値の最も高い者とする。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

評価値の最も高い者の技術資料等を審査し、評価値の最も高い者を決定する。

なお、技術資料等の審査方法は、入札説明書を参照のこと

8に示す調査・確認等により、評価値の最も高い者の入札が無効となった場合は、上述の方法により、新たに評価値の最も高い者を決定する。

8 落札者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者を、落札候補者に決定する。

この場合において失格基準価格以上の調査基準価格を下回った入札が行われたときには、落札候補者の決定を保留して、低入札価格調査制度取扱要領に基づき個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札候補者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札公告に示す入札参加資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に、入札公告に示す提出先まで提出すること。

① 提出資料等

ア 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書・講習修了証等の写しを添付すること。

また、入札公告における入札参加資格要件として、当該技術者に同種又は類似の施工実績を求めている場合には、過去15年以内に工事が完成し、その引渡し完了しているものだけに限り様式6号に記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似の工事であることが確認できる書類を添付することとし、現場代理人を兼務する場合は、その旨を記載すること。

イ 現場代理人の資格

入札参加資格があることを判断できる現場代理人を様式6号の3に記載すること。

なお、記載件数は現場代理人3名以内とし、健康保険被保険者証等の写しを添付すること。

また、配置予定技術者が現場代理人を兼務する場合は、様式6号の3の提出は不要とす

る。

ウ 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

(ア) 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

(イ) 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

(ウ) 設計業務受託者関係

本件工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる商業登記簿謄本等の写し

エ 同種又は類似の工事の施工実績

入札公告における入札参加資格要件として、同種又は類似の工事の施工実績を求めている場合には、入札参加資格があることを判断できる同種又は類似工事の施工実績を、様式5号に記載すること。

なお、記載件数は、代表的な工事3件以内とし、過去15年以内に工事が完成し、その引渡し完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似工事であることが確認できる書類を添付すること。

オ 国土交通省近畿地方整備局等発注の工事成績

入札公告における入札参加資格要件として、技術・社会貢献評価数値の合計点数が要件となっている場合に、入札参加資格者名簿の入札公告で示す工種における兵庫県発注工事成績を有しない者が、工事成績（入札公告3(4)①から⑤により定められたもの。）を申請するとき、様式19号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

(ア) 工事成績評定通知書の写し

(イ) 一般財団法人日本建設情報総合センター登録内容確認書（工事实績）の写し

(ウ) 入札参加資格者名簿の入札公告で示す工種に分類されることが確認できる設計書等の写し（（イ）において確認できる場合は不要。）

(エ) 施工場所が兵庫県内であることを確認できる契約書等の写し（入札公告3(4)②以外。イにおいて確認できる場合は不要。）

② 資料の様式は、上記4と同じ方法で取得すること。

③ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

④ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使えない。

⑤ 提出された資料は返却しない。

⑥ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

⑦ 入札資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

⑧ 落札候補者の工事費内訳書に対しては内容を確認し、直接工事費が一定水準を下回る場合は、理由書の提出を求める。

理由書において合理的な理由を得られない場合は、落札候補者へ必要な要請を行った上で、建設Gメンへ通報する。

なお、理由書の提出がない場合は、入札を無効とする。

(3) 落札候補者が、次の要件に該当し、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

ア 評価値が基準評価値（標準点を予定価格（億円単位）で除した数値）を下回らないこと。

(4) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

9 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の翌日から起算して7日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に契約書を提出すること。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は兵庫県から指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。

10 契約保証金

落札者は、契約締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1（調査基準価格を下回った価格をもって契約を締結する場合にあっては、10分の3）以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる、担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

11 支払条件

(1) 前金払

保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、請負代金額の10分の4以内の前金払を行う。ただし、工期が2か年度以上にわたる契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払予定額の10分の4以内の前金払を行う。

(2) 中間前金払と部分払の選択

落札者は、契約締結までに、中間前金払を受けるか部分払を受けるかを選択する（契約締結後、この選択を変更することはできない。）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることはできない。

(3) 中間前金払

部分払を選択せずに中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約担当者から次の要件を全て満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合には、請負代金額の10分の2以内の前金払を行う。ただし、工期が2か年度以上にわたる契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の2以内の中間前金払を行う。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 部分払

中間前金払を選択せずに部分払を選択した者は、入札公告に示す回数以内の部分払を請求することができる。

なお、兵庫県の都合により契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分払の回数を変更することがある。

12 下請負人の健康保険等加入義務等

- (1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - ① 受注者と直接下請契約を締結する下請負人
次のいずれにも該当する場合
ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
 - ② ①に掲げる下請負人以外の下請負人
次のいずれかに該当する場合
ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- (3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。
- (4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)②に掲げる下請負人である場合において、アに定める特別の事情が認められず、かつ、受注者がイに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、本件工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1か月以内に（工期が1か月に満たない場合には、契約締結後速やかに）、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。
 - ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
 - イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

- (4) (3)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。
- (5) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (6) 受注者は、契約後V E方式の実施承認を受けた場合には、契約締結後に設計図書に定める工事的目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。
その際、提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行う。
詳細は、特記仕様書等による。
- (7) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。
- (8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県東播磨県民局 総務企画室 総務防災課で落札決定日の翌日までに公表する。
また、契約締結後、速やかに兵庫県ホームページの入札情報サービス
(アドレス[https:// www2.ppi.pref.hyogo. jp/ebidPPIPublish/index.html](https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html)) で公表する。